

新宮 納税だより

第193号

(令和2年8月20日発行)

発行所

新宮市伊佐田町2-1-21

公益社団法人 新宮納税協会

新宮納税貯蓄組合連合会

納税協会指針

納税協会は、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。



海金剛（串本町）

ご挨拶



公益社団法人 新宮納税協会
会長 横手章郎

この度、これまで当協会の会長として八年間の長きにわたり、ご尽力を賜り輝かしい業績をあげてこられました。西義弘会長のご退任に伴い、去る五月二十八日開催の定時総会におきまして、新会長を仰せつかりました。
もとより微力ではございますが、皆様のご期待に添いますよう誠心誠意、職責を果たす所存でございますので、何卒、西前会長同様、各段のご高配とご鞭撻を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、景気は緩やかに回復しておりましたが、今年一月後半からの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に戦後最大と言われる困難な状況となり、社会生活や経済活動に大きな影響が出ており、混乱が生じている状況下にあります。また、第二波、第三波に備える必要があるとのことで、早期の収束を祈るばかりです。

こうした状況の下、納税協会を取り巻く環境も厳しさが増しており、事業の廃業や事業先の高齢化等による会員数の減少が大きな課題となっています。

なお、当協会の事業活動につきましては、四月以降に予定していた説明会や会議、行事等が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、相次いで中止や書面での対応等となってしまい、例年になく停滞している状況にあります。

今後、税務ご当局をはじめ関係各機関のご指導とご協力、並びに会員の皆様方のご理解とご協力を賜り、事業計画に沿つての運営に努めたいと考えています。
また、当協会は、平成二十三年四月一日に公益社団法人としてスタートして、九年四ヶ月余りが経過しました。今後より一層地域との連携を深め、社会的役割を高めた公益社団法人として活動する所存でございますので、温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

末筆ながら、会員の皆様方のご事業の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

消費税 少ない額でも 大きな力

(2)



着任のごあいさつ

新宮稅務署長
石橋裕

残暑の候、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、税務行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、心からお礼と感謝を申し上げます。

世界遺産である「熊野古道」、日本一のスケールを誇る「那智大滝」、「捕鯨発祥の地」など、歴史と文化に育まれ、気候温暖にして、風光明媚、雄大な自然に恵まれたこの地で勤務できることは、大変光栄に感じると同時に、身の引き締まる思いでございます。

新宮税務署の管内には、速玉大社や那智大社を中心とした歴史と文化を感じさせられる行事や祭りなど、各地域で沢山のイベントがあり、こうしたイベントに「地域の活性化」という強い理念を持った新宮納稅協会及び新宮納稅貯蓄組合連合会の会員の皆様方が積極的に参画していると聞いております。

税務署といたしましても、地域活性化にご尽力されている皆様方に敬意を払うとともに、少しでも支援できたらと思うところであります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の国際化やICTの進展などにより、課税・徵収事案の複雑困難化が加速する一方、厳しい行財政事情により国税職員の定員が削減されるなど、ますます厳しいものとなつております。

加えて、ご承知の通り新型コロナウイルス感染拡大の影響により、政府が「新しい生活様式」を発表し、確定申告等においてもこれまでとは違ったスタイルでの実施を検討しているところでございます。

このような中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、我々税務職員は、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な税務行政の推進と期限内収納の確保に取り組んでいるところであります。

このため、局署・拳署一体となつて取り組むことはもちろんのこと、皆様方をはじめとする関係団体との連携協調体制の拡充に努めていくことがとりもなおさず重要であると考えております。

幸いにして、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会におか



退任のごあいさつ

前新宮稅務署長
今井耕一

暑さ厳しい折柄、皆様方にはますますご清栄でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私、この度の人事異動をもちまして、定年退職となりました。

この一年を振り返りますと、那智の扇祭りの参列に始まり、天空ハーフマラソン大会、新宮駅伝大会、お燈祭り、水門祭り、熊野三山をはじめとする寺社仏閣への参拝などを通じて地元の方々の人情味溢れる心情に触れることで、大変充実した日々を過ごさせていただきました。

しかし、ご承知の通り新型コロナウイルス感染拡大の影響により、総会・研修会等の自粛が相次いだことで、皆様方にお会いして確定申告等のお礼などを申し上げる機会が失われましたことは、大変残念でなりません。

税務行政の基本理念であります「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を目指した結果、税務署の事務は円滑に運営することができました。これもひとえに、皆様方からの多大なるご支援、ご協力の賜と深く感謝

しているところでござります。本当にありがとうございました。
皆様方の、地道でたゆまぬ活動に対しまして、心から敬意を表しますと
もに、後任の石橋署長にも、どうか私同様、引き続きお力添えを賜りますよ
うお願い申し上げます。

私も、当地で御教示いたいたこと、経験させていたいたことをこれから糧として、第二の人生に生かしていきたいと思います。

最後になりましたが、一日も早い感染終息と、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会のますますの御発展、会員の皆様方の御事業の御繁栄、御健勝を心からお祈りいたしまして、退任のごあいさつとさせていただきます。

税金は 豊かな未来の 道しるべ

新宮税務署 定期異動 発令される

令和2年7月10日付けの定期人事異動の結果、下記の職員に異動がありました。

転入職員		
新任	氏名	旧任
署長	石橋 裕	大津署 特別国税調査官(総合)
総務係長	小田和正	局 課税第一部 個人課税課 国税実査官
総務課財務事務官	菰方凱仁	新宮署 個人課税部門 財務事務官
管理運営・徵収部門 統括国税徵収官	谷川重信	東大阪署 管理運営第1部門 連絡調整官
管理運営・徵収部門 上席国税徵収官	藤原弘二	右京署 管理運営第2部門 上席国税徵収官
管理運営・徵収部門 国税徵収官	武隈恵一	東大阪署 徵収第2部門 国税徵収官
個人課税部門 統括国税調査官	岡田和宏	門真署 個人課税第1部門 連絡調整官
個人課税部門 上席国税調査官	小倉賢次	局 総務部 総務課 主任
個人課税部門 国税調査官	山本太郎	右京署 個人課税第2部門 国税調査官
個人課税部門 財務事務官	萩原翔吾	新宮署 総務課 財政事務官
法人課税部門 統括国税調査官	徳永真志	上京署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税部門 上席国税調査官	森下誠規	局 課税第一部 審理課 国税実査官
法人課税部門 国税調査官	宮澤拓哉	枚方署 法人課税第2部門 国税調査官
転出職員		
新任	氏名	旧任
官	今井耕二	署長
南署 法人課税部門 上席国税調査官	片岡淑恵	総務係長
新宮署 個人課税部門 財務事務官	萩原翔吾	総務課財務事務官
局 徵収部 管理運営課 連絡調整官兼監理第一係長	内池祥平	管理運営・徵収部門 統括国税徵収官
局 徵収部 機動課 国税徵収官	田之上佳穂	管理運営・徵収部門 国税徵収官
局 徵収部 特別整理統括第一課 国税徵収官	小板駿介	管理運営・徵収部門 国税徵収官
伊丹署 個人課税第一部 統括国税調査官	守安孝人	個人課税部門 統括国税調査官
局 課税第一部 個人課税課 監理第7係長	若井章	個人課税部門 上席国税調査官
局 課税第一部 資料調査第一課 国税実査官	森川知彦	個人課税部門 国税調査官
局 調査第一部 広域情報管理課 国税調査官	池田侑嗣	個人課税部門 国税調査官
新宮署 総務課 財務事務官	菰方凱仁	個人課税部門 財務事務官
奈良署 税務広報広聴官	谷口誠一	法人課税部門 統括国税調査官
局 課税第一部 資料調査第三課 国税実査官	楠原敬司	法人課税部門 上席国税調査官
局 課税第二部 消費税課 国税実査官	緒方隆広	法人課税部門 国税調査官
西淀川署 法人課税部門 国税調査官	梅田達希	法人課税部門 国税調査官

(税務署提供)

これからの 日本をつくる 人と税

(4)

公益社団法人 新宮納税協会 定時総会

令和二年五月二十八日、午後三時より、ステーションホテル新宮会議室において、今井新宮税務署長、谷口法人課税部門統括官のご来賓をお迎えし、公益社団法人新宮納税協会定時総会が開催されました。

総会では、西 会長の挨拶があつた後、西 会長が議長となり、議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 二〇一九年度事業報告及び決算の承認の件」、「第二号議案 理事七〇名選任の件」、「第三号議案 監事二名選任の件」についての説明があり、審議を行つた結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

また、報告事項として、「令和二年度事業計画及び収支予算の報告の件」について説明の上報告があつた後、議長は本日の定時総会における全ての議案の審議と報告が終了したことを告げ定時総会を終了しました。

なお、定時総会終了後、理事会が開催され、選出承認された会長・副会長及び専務理事は次のとおりです。（順不同・敬称略）

新宮納稅貯蓄組合連合会
定期総会

新宮納税貯蓄組合連合会の令和二年第六十一回定時総会が、令和二年五月十二日に納税協会会議室で開催されました。総会では、島野会長が議長となり、議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 二〇一九年度事業報告及び収支決算承認の件」、「第二号議案 令和二年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任の件」についての説明があり、審議を行つた結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

退任のご挨拶

私は、この度の定時総会におきまして、公益社団法人新宮納税協会の会長を退任いたしました。

税金は 豊かな心と 共にあり

なお、第六十一回定時総会で選出承認された会長・副会長及び常任理事は次のとおりです。
(順不同・敬称略)

会長 森川 起安	副会長 生駒 寄支子
副会長 大和田 隆栄	副会長 中畑 光史
常任理事 片岡 尚人	

ご挨拶



新宮納稅貯蓄組合連合会

会長 森川 起安

前会長 島野 勝

この度、当連合会の会長として、約十一年七ヶ月の長きにわたりご尽力を賜り輝かしい業績をあげてございました。島野会長のご退任に伴い、去る五月十二日に開催の定時総会におきまして、新会長を仰せつかりました。もとより浅学非才の身ではございますが、皆様のご期待に添いますよう誠心職責を果たす所存でございますので、何卒、島野前会長同様、各段のご高配とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

当連合会は、国税・地方税の期限内納税を一層推進するとともに、正しい税知識の普及と納稅道義の高揚を図るために、その事業活動を通じて各種の施策を納稅協会等の協力団体として、地域に密着した広報活動を積極的に展開することを基本方針として活動しております。

この基本方針を推進するため、納稅協会に設置された「納貯部会」との一

体的に効率的な運営を進めることによって、当連合会の活性化を図っていきたいと考えています。

今後とも、税務ご当局の適切なご指導と役員及び組合員の皆様方の温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、簡単措辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

退任のご挨拶

私は、この度の定時総会におきまして、新宮納稅貯蓄組合連合会の会長を退任いたしました。

平成二十二年十月の会長就任以来、約十一年七ヶ月の間、大過なく重責を全うすることができましたことは、ひとえに税務ご当局のご指導や関係団体の皆様方、役員・会員の皆様方のご理解とご支援の賜物と深く感謝を申し上げます。

なお、後任会長として、森川 起安 氏が、就任されました。
つきましては、私同様よろしくご厚誼の程お願い申し上げます。

略儀ながら書中をもちまして、退任のご挨拶を申し上げます。

感謝状の贈呈

令和二年五月に開催された、公益社団法人新宮納稅協会並びに新宮納稅貯蓄組合連合会の総会で退任された役員の方々に、税務当局より長年にわたりその事業活動に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされた功績に感謝の意を表し、今井税務署長より感謝状が贈呈されました。

大阪国税局長感謝状

西 義弘様（前協会会長）

新宮税務署長感謝状

島野 勝様（前納貯連会長）

寺村 直恭様（前協副会长）

岩本 嘉四郎様（前常任理事）

山本 正弘様（前常任理事）

屋敷 善一様（前理事）

大代 哲様（前専務理事）

二〇一九年度「消費税完納推進」並びに 「ICTを利用した申告・納税手続の推進」宣言式の開催



令和二年二月四日午後二時から、HOTEL & RESORTS WAKAYAMA KUSHIMOTO 大会議室に

おいて、新宮納税貯蓄組合連合会が主催し公益社団法人新宮納税協会 模範法人新優会、新宮青友会の後援・協賛の下に、串本町商工会（須賀 節夫会長）による

「消費税完納推進」並びに「ICTを利用した申告・納税手続の推進」宣言式が、

石岡大阪国税局徴収部長や今井新宮税務署長外多数のご来賓をお招きし、盛大に

挙行されました。

多数の来場者を前に、須賀会長より、消費税の期限内納税を推進することと、ICTを利用した申告・納税手続を会員自らが積極的に利用するとともに、広く地域社会の人々に対しても、ICTを利用した申告・納税を呼びかけることが力強く宣言され、会場の出席者から大きな共感を得ました。

これらの宣言の趣旨を地元地方紙などのマスコミに取材協力を要請し、管内に広く報道がなされたことにより、地域の納税者の皆様に対する消費税の期限内納税とICTを利用した申告・納税手続きに対する啓発に効果がありました。

令和二年 第三十八回新宮納税貯蓄組合連合会 女性部定時総会の開催

令和二年六月十九日、午後二時三十分より新宮納税協会会議室において令和二年第三十八回女性部定時総会が開催されました。

総会の議案においては、「第一号議案 二〇一九年度事業報告及び収支決算承認の件」、「第二号議案 令和二年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任の件」についての説明があり、それぞれ異議なく原案の通り承認可決されました。

なお、第三十八回女性部定時総会で選出承認された部長・副部長は次のとおりです。（順不同・敬称略）

部長	生駒 寄支子
副部長	大林 幸子
東 記史江	辻本 圭子
	潮崎 啓子

会員募集中

納税協会は、適正な申告納税を目指す法人・個人が会員となつて会員企業・事業者の健全な発展を図りつつ、広く一般納税者にも税務知識を普及し、申告納税制度を推進することを目的として、事業活動を行つてある主旨に結成された団体です。

会員の皆様の会員増強へのご協力とご支援をお願い申し上げます。

◎入会のお申し込みは、公益社団法人新宮納税協会へ

TEL 0735(22)3698 FAX 0735(21)7297

税務署へ行かなくても 国税を 納付できます！

金融機関での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で現金に納付書を添えて納付することができます。



- ※ 納付書は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、在庫がない場合もございます。
- ※ 利用可能金融機関については、日本銀行ホームページ『歳入代理店一覧』をご確認ください。

QRコードを利用したコンビニ納付



パソコンやスマホから納付に必要な情報を『QRコード』として作成・出力のうえ、コンビニエンスストアで納付することができます。

口座振替による納付



事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引き落としにより納付することができます。

クレジットカード納付



PCやスマホから『国税クレジットカードお支払いサイト』へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

ダイレクト納付



e-Taxにより申告書等を提出した後、即時又は納付日を指定して、口座引き落としにより納付することができます。

税務署で納付される場合、処理に時間を要するため、長時間お待ちいただく場合がございます。

詳しくは国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

※『QRコード』は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】 8:30~17:00 (土日祝除く。)

【電話番号】 0120-527-363

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター(フリーダイヤル等)にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります(現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。)。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると…

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書(その1)を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省: https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



安心を あたえる税に ありがとう

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
 - ・ 納税について誠実な意思を有する。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
 - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換算の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例 猶予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。



納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

「おはようございます」

雑

感

平日の早朝五時半ごろ。新宮市内をランニングしているときに聞いたその挨拶が、私にかけられたものだと認識するのに時間を要した。ウォーキング中と思われるその初老の男性に見覚えは無かつたものの、少し遅れて私も挨拶を返した。

新宮税務署管内や紀宝町をランニングしていると、「頑張って」とか「えらいねえ」とか声を掛けただくことが少なくないことに本当に驚いた。

私は大阪や京都に長く住んでいるが、二十年ほどのランニング経験でもこういったことは初めてであった。このように言つてしまふと「大阪や京都の人間はどれだけ他人に無関心で冷たいのか」と思われるかもしれない。そうではなく、当地の方々の人生柄が彼の地よりも断然温かいと言いたいだけなのである。

何故そうなのか。県民性なのか土地柄なのか。一年の単身赴任生活では解き明かすことができなかつた。

世界は「コロナ禍」という未曾有の厄災に見舞われている。

日本も和歌山も個人の行動が大きく制限（自粛）されることとなつたが、見ず知らずの方々から掛けられる声に沈んだ気持ちが大いに癒された。

当地での単身赴任生活はたつた一年であつたが、天空マラソンの坂道を登りきつたときの達成感、御燈祭で感じた圧倒的なエネルギーや癒しの温泉紀行の数々は、今後の私の人生において忘ることのない思い出となるだろう。



(よく行った飛雪の滝)

大阪国税局 徴収部 管理運営課 連絡調整官
(前 新宮税務署 管理運営・徵収部門 統括官)

内 池 祥 平

石鹼・化粧品・繊維品・D I Y日曜雑貨
総合卸 (株)イトー
本社 〒647-0051 新宮市磐盾2-30
TEL 0735-21-1258(代)
FAX 0735-21-6472
取出営業所 〒647-0015 新宮市千穂3-4-21
TEL 0735-22-5596

角新木材(株)

新宮市船町2-5-6
TEL 0735-22-2001

新宮木材協同組合

新宮市あけぼの4-64
TEL 0735-22-6105

個人情報の保護に関する方針

公益社団法人新宮納税協会は、個人情報の保護に関する法令の規程等を踏まえ、当会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定めます。

1. 個人情報の保護に関する法令等を遵守します。
2. 必要な個人情報は適正な手段で入手します。
3. 個人情報の利用目的を通知又は公表します。
4. 個人情報を目的外に利用しません。
5. 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
6. 個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。

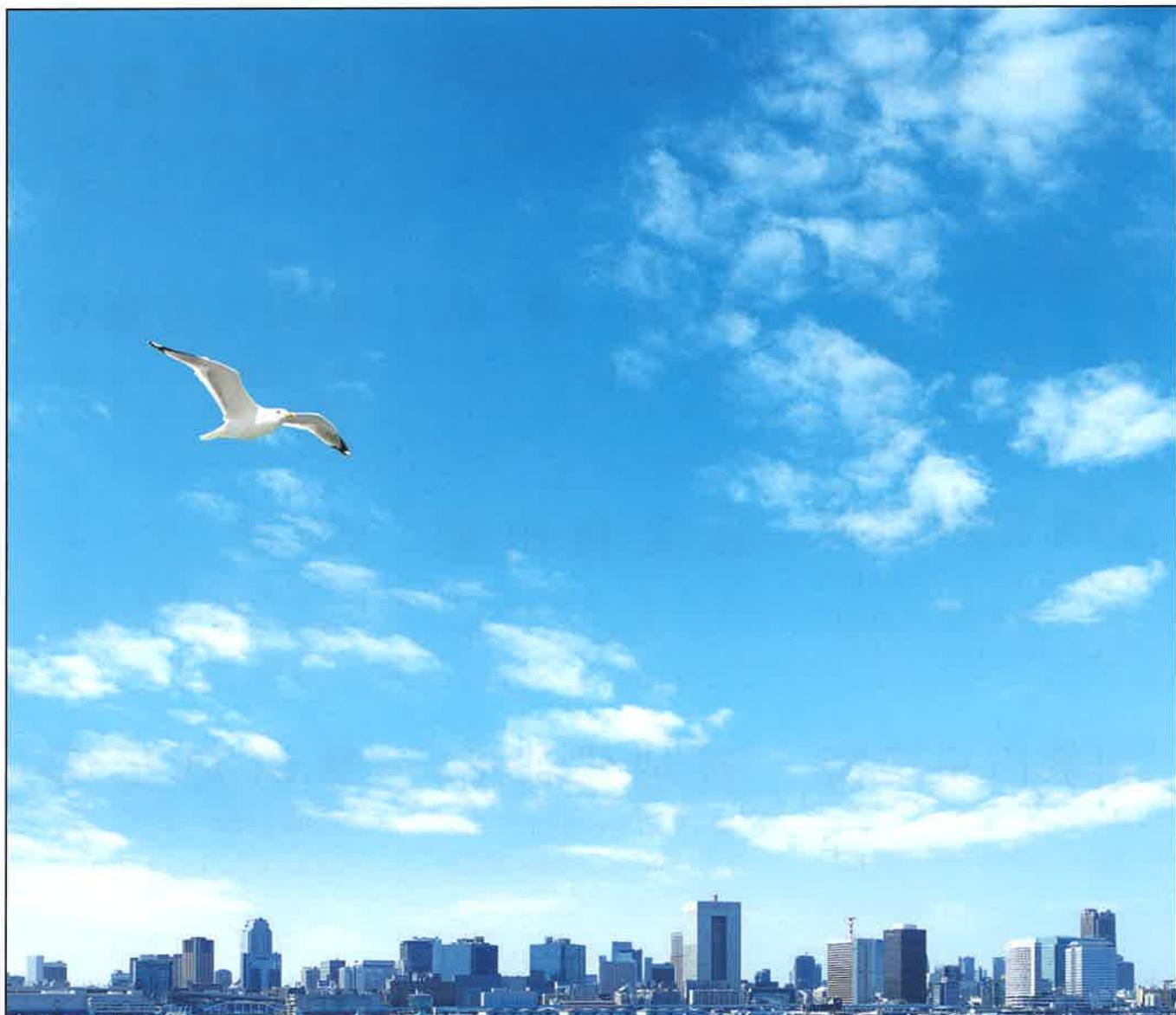
納税協会における個人(会員)情報の利用目的

公益社団法人 新宮納税協会 は、以下の目的のため、個人(会員)情報を利用します。

1. 本来的な各種事業・サービス等の提供のため
2. 推奨する各種商品・事業及び制度等の案内のため

(注) 会員名簿は、事務所に備え付け、一般の閲覧に供します。

税金の 有効利用で 豊かな暮らし



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



和歌山営業部 田辺営業所/
和歌山県田辺市新庄村1717-12
TEL 0739-22-0422



和歌山支店/
和歌山県和歌山市北ノ新地1-25 富士火災和歌山ビル
TEL 073-432-5641



<p>は (株)夏山組 新宮市三輪崎1-13-22 TEL 0735-31-7511</p>	<p> 紀南釣具センター 新宮市緑ヶ丘1-1-44 TEL 0735-22-5834</p>	<p>尾崎酒造(株) 新宮市船町3-2-3 TEL 0735-22-2105</p>
<p> FOR LIFE IN FUTURE …地域社会に貢献し、未来をきずく… 株式会社 小森組 代表取締役 小森正剛 本社／東牟婁郡串本町串本1925番地 TEL.0735(62)0036㈹ FAX.0735(62)5776</p>	<p>(株)海邊組 新宮市三輪崎3-2-11 TEL 0735-31-7515</p>	<p>(株)関三吉商店 新宮市橋本1-12-10 TEL 0735-22-5271</p>
<p>新宮信用金庫 青い海・みどりの山・大切な地元 新宮市大橋通3丁目1-4 TEL 0735-22-6191</p>	<p>(株)大和田組 北山村大沼140 TEL 0735-49-2116</p>	<p>(株)キナン 新宮市浮島1-25 TEL 0735-21-3800</p>
<p>和歌山東漁協 串本町串本1884 TEL 0735-62-0080</p>	<p>谷地建設(株) 新宮市五新1-32 TEL 0735-21-2226</p>	<p>華山運送(株) 那智勝浦町宇久井1396-19 TEL 0735-54-0027</p>
<p>大芝建材(株) 串本町西向842 TEL 0735-72-1111</p>	<p>木下水産物(株) 木下勝之 那智勝浦町築地8-6-5 TEL 0735-52-0071</p>	<p>ほけん相談室 ISO9001・2015認証取得 株式会社ベストパートナー 新宮市下本町2-4-22 フリーコール 0120-084-8107</p>
<p>(株)那智黒總本舗 太地町森浦438 TEL 0735-59-3900</p>	<p>(株)勝浦御苑 那智勝浦町勝浦216-19 TEL 0735-52-0333</p>	<p>(有)湯川石油店 那智勝浦町勝浦458 TEL 0735-52-0118</p>
<p>(株)中虎商店 那智勝浦町勝浦417 TEL 0735-52-0252</p>	<p> 株式会社徐福商行 〒647-0081 新宮市新宮3640-1-201号 TEL 0735-21-6230</p>	<p>(株)尾崎衛生舎 串本町串本2455 TEL 0735-62-0040</p>